

道路監視設備保守点検業務委託 特記仕様書

(総則)

第1条 本特記仕様書は、熊本県道路公社が委託する次の業務に適用する。

委託番号：松有道R08債務一委02号

委託名：道路監視設備保守点検業務委託

2 本業務は、契約書及び電気通信施設点検業務共通仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき実施するものとする。

(目的)

第2条 松島有料道路、松島有明道路、三角大矢野道路及び本渡道路の道路施設維持管理及び道路管理に必要な遠方監視制御施設、トンネル防災施設及び気象観測施設等の機器について、常に正常に作動させ、円滑な運用を行うための定期点検を行い、併せて障害発生に伴う監督員からの指示に基づく調査及び修理等を行うものである。

(用語の定義)

第3条 この仕様書における監督職員、指示、承諾及び協議とは、次の定義によるものとする。

- (1) 「監督職員」とは、監督員を総称していう。
- (2) 「指示」とは、委託者の発議により監督職員が受託者に対し監督職員の所掌事務に関する方針、基準及び計画等を示し履行させることをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者側の発議により受託者が監督職員に報告し、監督職員が了解することをいう。
- (4) 「協議」とは、監督職員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

(作業実施)

第4条 業務内容は、遠方監視制御設備・トンネル防災設備・道路情報板設備・気象観測設備の保守を行うものとし、「点検整備要領」（以下「保守要領」という。）、「電気通信施設点検基準（案）令和7年3月国土交通省」並びに「トンネル維持管理便覧」に基づき点検を実施するものとする。

- 2 保守要領は別紙のとおり定め、定期点検以外の障害対応（軽微なものに限る。年間10回程度を見込む）についても本業務委託に含むものとし、障害について詳細な調査・点検を実施する必要がある場合もしくは修理・交換を要する部品がある場合等は監督員と協議し、変更対象とするものとする。
- 3 障害対応は、監督員からの指示により、速やかに技術員を派遣し、修理等必要な措置をとるものとする。
- 4 障害対応は、調査、処置、結果報告までとし、報告時は障害の原因、復旧に必要な期間、取り替えを要する部品名、概算額等を速やかに監督員に報告し、その指示を受けけるものとする。
- 5 修理に必要な部品は、原則「支給品」とする。その際に委託者において容易に部品調達ができるよう、受託者において交換部品等をリストアップし委託者に部品製品の情報提供を行う。
なお、受託者が部品を調達した方が明らかに有利な場合は、受託者が調達するものとし、その場合は、別途支払い又は変更契約によるものとする。
- 6 気象観測装置の全項目（路温計（橋面部・土工部）、気温計、雨量計、風向風速計、凍結検知）及び地震振動計（感振計）が中央監視卓に正しい数値を示しているか確認を行うものとする。

(一般的義務)

第5条 受託者は、業務の目的及び内容を理解し、業務の履行に必要な技術を有する保守者を当てるものとする。

- 2 保守者は、業務の履行に専念し、かつ円滑に履行しなくてはならない。
- 3 保守者は、業務の履行上知り得た内容を漏らし、利用もしくは窃用してはならない。
- 4 保守者は、業務の履行に直接関係のない場所に入入りしてはならない。
- 5 保守者は、業務の履行において、安全の確保並びに火気等の取り扱いに留意しなくてはならない。

(委託業務体制)

第6条 本業務における点検・保守作業は、遠方監視設備が持つ重要性等から、緊急度の高い作業が発生する事態が十分想定される。よって、受託者は不測の事態が発生した場合でも迅速に対応が取れるよう、平時から非常時に備え連絡体制を徹底しなければならない。

加えて履行計画書に基づくもののほか、夜間及び祝日など通常の作業時間帯外に緊急作業が発生した場合、速やかに作業の実施が可能となる体制を確立しておかなければならない。

よって、履行計画書には必ず夜間及び祝日を含む緊急連絡体制を記載すること。

(点検及び保守者)

第7条 点検及び保守は、高度な専門的技術を習得し熟練した技術者及び基礎的な技術知識を有し、かつ相当程度の経験を有する技術員により行うものとする。

(管理技術者)

第8条 受託者は、管理技術者を定め業務に関する一切の事項を処理させるものとする。

- 2 管理技術者は、業務の履行に関し必要な能力と経験を有する者でなくてはならない。

(打合せ)

第9条 管理技術者は、監督職員と常に密接な連絡を行い、連絡事項はその都度記録し、打合せの際、相互に確認するものとする。

(保守基準等)

第10条 業務の履行に当たっては、本仕様及び保守要領によるほか、次の各号に掲げる諸法規を遵守するものとする。

- (1) 電波法及びこれに基づく命令
- (2) 電気事業法及びこれに基づく命令
- (3) 公衆電話通信法及びこれに基づく命令
- (4) その他関係諸法令

(貸与品など)

第11条 業務に直接必要な図書、予備品及び測定機器類等は受託者が責任を持って準備することとする。

- 2 受託者は、前項の規定により委託者の予備品又は付属品、機器の取扱説明書等を使用する場合は事前に監督職員の許可を得るものとし、その内容を打ち合わせ簿に記載するものとする。

(履行上の責任)

第12条 受託者の履行後生じた不良個所で明らかに受託者の責に起因すると認められるものについては、受託者の責任において速やかに措置するものとする。

(業務の履行)

第13条 保守者は、業務の履行に適した服装とし、腕章などにより身分を明らかにするものとする。

2 業務の履行に当たっては、施設などの運用を休止させてはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務の一時停止)

第14条 業務の履行中、監督職員から業務の一時停止の指示を受けた場合は、それに従うものとする。

(臨機の処置)

第15条 保守者は、業務の履行中において施設などに異常が発生し、若しくは発生が予想される場合は、速やかに監督職員に報告し、その指示を受けるものとする。

2 前項の場合又は監督職員が臨時に業務を指示した場合は、受託者はこれに応じるものとする。

なお、この場合受託者の責に帰するものを除き契約変更の対象とする。

(提出書類)

第16条 受託者は、契約締結後遅滞なく次に掲げる書類を提出し承諾を受けるものとする。

- (1) 管理技術者通知書
- (2) 保守点検業務履行計画書
- (3) その他監督職員が指示したもの
- (4) 点検結果を踏まえて、部品の交換期及び今後当設備で実施すべき点検項目等、改善案・長期計画等を報告書へ併せて記載・提案する。

(点検記録)

第17条 保守者は、業務に係る点検記録簿を作成し記録を行うものとする。また点検記録簿には次の内容を記載するものとする。

- (1) 業務履行結果の概要及び所見
- (2) 点検記録簿及びデータ類
- (3) 監督職員が指示した事項及びこれに対する措置事項

(報告書)

第18条 この業務における報告書は2部とする。

第19条 最新積算基準への設計変更に係る特例措置について

(1) 本業務委託は、令和7年度熊本県土木工事標準積算基準(以下「積算基準」という。)に基づき積算を行なっているが、契約締結日までに積算基準が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新積算基準で設計変更を行う。

(2) ただし、受注者の了解を得られた場合は、第一回変更設計時に実施することができる。

第20条 最新資材等単価への設計変更に係る特例措置について

- (1) 本業務委託は、令和8年2月15日付けの設計単価で積算しているが、契約締結日までに設計単価が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新の設計単価で設計変更を行う。
- (2) ただし、受注者の了解を得られた場合、第一回変更設計時に実施することができる。